

**火を使用する設備又は器具(例)**

※「防火上有効な措置」が講じられていない場合は、消火器具の設置が必要となる。

<p>業務用こんろ</p> 	<p>家庭用こんろ</p> 
<p>卓上ガスこんろ</p> 	<p>卓上カセットこんろ</p> 
<p>ガスオーブン</p> 	<p>ガスフライヤー</p> 

**その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備又は器具(例)**

※これらの設備又は器具を設置しているだけでは、消火器具の設置義務は生じない。

<p>電気こんろ</p> 	<p>IHこんろ</p> 
<p>電気オーブン</p> 	<p>電気フライヤー</p> 